

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令について

I 背景

電気通信は、我が国の基幹的な社会インフラであり、電気通信事故は、国民の社会生活や経済活動に多大な支障を及ぼすものであるため、その防止は喫緊の課題である。

近年では、ネットワークやサービスの多様化・高度化が進展し、事故の原因や内容等が多様化・複雑化している。事故の防止のためには、このような事故を巡る環境変化を踏まえた上で、再発防止に向けた対策等について検討する必要がある。

このため、総務省では、平成 25 年 4 月から「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会」を開催し、同年 10 月に報告書を取りまとめた。

本報告書で、適切に電気通信事故の課題を抽出し、他の事故防止に役立てるための事故報告の在り方が提言された。これを踏まえ、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）に定める重大な事故報告基準及び報告様式、電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）に定める四半期報告の様式を変更することとする（改正の概要はⅡのとおり）。

II 改正の概要

(1) 重大な事故の報告基準に係る規定の整備

電気通信事業法施行規則第 58 条について、次のとおり改める。

- ・サービスの多様化を踏まえ、「電気通信役務一律の基準（継続時間 2 時間以上かつ影響利用者数 3 万人以上）」から「電気通信役務の区分別^{*}の基準」に規定する。

^{*}「緊急通報を扱う音声」、「緊急通報を扱わない音声」、「インターネット関連サービス（無料）」、「その他」の 4 区分を規定し、次の表のように、それぞれの区分ごとに継続時間と影響利用者数の基準を設ける。

電気通信役務の区分	継続時間	影響利用者数
① 緊急通報を扱う音声	1 時間	3 万
② 緊急通報を扱わない音声	2 時間	3 万
	又は	
③ インターネット関連サービス（無料）	1 時間	10 万
	24 時間	10 万
④ その他	又は	
	12 時間	100 万
④ その他	2 時間	3 万
	又は	
	1 時間	100 万

(2) 重大な事故の報告様式に係る規定の整備

電気通信事業法施行規則別表様式第 50 の 3 について、次のとおり改める。

- ・ 事故の全体概要の欄を追加する。
- ・ 発生原因の欄において、事故が電気通信設備の管理工程（「設置・設計」、「工事」、「維持・運用」又は「不明」）のうちどの工程で発生したのかを記載する。
- ・ 関連する基準・規程の欄を設け、当該事故に関連する基準や規程の有無と、該当箇所に対応する対応方針等を記載する。
- ・ 関連する事故の発生傾向の欄を設け、同じ事業者で過去にも同様の関連する事故を起こしたことがあれば記載する。
- ・ 電気通信設備統括管理者の氏名を記載する欄を設ける。
- ・ 電気通信主任技術者の押印を不要とする。

(3) 四半期報告事故の報告様式に係る規定の整備

電気通信事業報告規則別表様式 27 について、次のとおり改める。

- ・ 電気通信設備統括管理者の氏名を記載する欄を設ける。
- ・ 「影響利用者数」の欄を、項目選択方式から実数記載（概数も可）に改める。
- ・ 「設備の管理工程」の欄を設け、管理工程（「設置・設計」、「工事」、「維持・運用」又は「不明」）のうちどの工程で事故が発生したのかを選択する。
- ・ 「影響利用者数」の欄を、項目選択方式から実数記載（概数も可）に改める。
- ・ 「故障設備」の欄の項目選択方式に、技術動向を踏まえ、「サーバ」の選択項目を設ける。
- ・ 「影響を与えた電気通信役務の区分」の欄を設け、「緊急通報を扱う音声」、「緊急通報を扱わない音声」、「インターネット関連サービス（無料）」又は「その他」の中から選択する。

Ⅲ 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日とする。